

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第77号
事故等種類	衝突（漁具）
発生日時	平成24年3月27日 06時50分ごろ
発生場所	明石海峡航路中央第3号灯浮標付近 兵庫県神戸市所在の平磯灯標から真方位206° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 35.7′ 東経135° 03.0′）
事故等調査の経過	平成24年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三 ^{わこう} 和晃丸、499トン 134564、中村海運有限会社 B 漁船 第二 ^{かいせい} 海生丸、9.7トン HG2-5529（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 第三 ^{かいせい} 海生丸、9.7トン HG2-5539（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士 C 船長C、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網に小破損 C 漁網に小破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、空船で阪神港大阪区に向けて約10.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により南東進中、B船及びC船は、船長B及び船長Cがそれぞれ1人で乗り組み、二そう引き網漁のため、約2knの速力で手動操舵によりえい網しながら南進中、平成24年3月27日06時50分ごろ、明石海峡航路中央第3号灯浮標付近において、A船の船首部とB船及びC船が引いていた漁網（以下「本件漁具」という。）とが衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	B船及びC船は、それぞれ漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物を掲げていた。 本件漁具には、その存在を示すピンクのブイ1個と黄色の樽7個が取り付けられていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A 船は、明石海峡航路中央第3号灯浮標付近を南東進中、船長Aが、二そう引き網漁に従事しながら南進中のB船及びC船に接近して航行したことから、本件漁具と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、明石海峡航路中央第3号灯浮標付近において、A船が南東進中、B船及びC船が二そう引き網漁に従事しながら南進中、船長AがB船及びC船に接近して航行したため、A船と本件漁具とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中の漁船からはできる限り接近せずに航行すること。